

序章 県の施策体系

本県は、平成5年2月に県民の環境に対する行動規範として「千葉県環境憲章」を策定し、自然環境の保全と快適な生活環境の確保に努めてきました。

さらに、同憲章の精神と、同年11月に制定された「環境基本法」を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するとともに、地域の自然、文化、産業などを含む魅力ある環境の保全により、快適な環境の実現を図っていくため、平成7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。

この条例は、「環境基本法」との整合性を図りつつ、県の環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

条例第9条に基づき策定している「千葉県環境基本計画」については、従来、その進捗状況を環境基本計画年次報告として作成、公表してきました

が、平成28年度からは、年次報告を環境白書に盛り込み、一本化を図りました。

このため、本書においては、各節ごとに、次の項目に沿って、環境基本計画の進捗状況等について記載をしています。

「1. 現況と課題」:

計画で示された現況と課題に対し、最新の状況を記載

「2. 県の施策展開」:

計画で示された県の施策展開に対する実績を中心に、施策の実施状況を広く記載

「3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等」:

計画で示された進捗を表す指標に対する状況と評価及び平成30年度の主な取組、分析と今後の対応方針を記載

なお、今年度の環境白書では、第2次環境基本計画の最終年度が平成30年度であったことから、前計画の内容に基づきまとめています。(平成31年3月に策定した第3次計画の内容は、「第1部特集」に掲載)

